

## 契約条項 JTTA001B\_210416

第1条 本契約条項は、注文書記載の契約対象商品(以下、商品という)に関する、甲を発注者乙を受注者とする甲乙間の注文書記載の契約(以下、本契約という)に適用されます。

第2条 トータルサービスとは、乙が甲に乙のサービス可能地域内において第7条の保守サービスを行い、ドラムカートリッジ等の感光体(以下、感光体と総称する)および必要な消耗品等(乙の指定する販売消耗品を除く。以下同じ)を供給、交換することをいいます。

第3条 甲は商品の設置場所を変更する場合、予め乙に通知します。この場合、作業は乙または乙の指定する者が実施し、甲は移動、設置調整等設置場所の変更に要する費用を乙に支払います。

第4条 注文書記載の契約期間満了の2ヵ月前までに甲乙いずれからも本契約を終了させる意思表示がない場合、更に1年間更新し以後の更新も2回を限度として同様とします。ただし、乙が本契約条件で保守サービスの継続が困難と判断した場合、乙は、注文書記載の契約期間満了(更新後においては更新後の契約期間満了)の2ヵ月前までに甲に次の方式を通知し、甲は、当該方式から選択します。

- (1) 乙所定の有料オーバーホールを実施した上本契約を1年間更新し、その後の更新は2回までとする。
- (2) 乙所定の再契約料金により3年間を限度として新たなトータルサービス契約を締結する。
- (3) スポット保守方式および感光体、消耗品等、部品の別売方式とする。

2. 前項にかかわらず、感光体、消耗品等、部品の製造中止にともない供給が困難になる場合、乙は2ヵ月以上前に甲に通知し、本契約を終了させることができます。

第5条 甲は、毎締切日のメーターカウントを次のいずれかの方法により乙に連絡し、乙は連絡された使用コピー/プリント数および注文書記載のトータルサービス料金にもとづいて料金を計算し、料金計算の開始日は本契約の開始日とします。

- (1) 甲がメーターカウントを記入した商品毎のメーター連絡票あるいはそれに代わる書類等を乙に送付する方法
- (2) 甲の承諾にもとづき、乙が毎締切日のメーターカウントを遠隔自動検針する方法

2. コピー/プリント数の算出は、注文書に記載のメーターを使用して算出します。各メーターの適用については、別途乙所定の書面によります。

3. トータルサービス料金は、注文書記載のトータルサービス料金項目等に記載の各モード料金の合計額とします。

4. 乙の技術者が商品の保守にあたって、商品の点検と調整のため使用したコピー/プリントは、その数を各モードのコピー/プリント数から差し引きします(差し引き後のコピー/プリント数を以下、「テスト控除後コピー/プリント数」といいます)。

5. 不良コピー/プリントが発生した場合は、注文書記載のミスコピー控除方法の記載に従い取り扱います。

6. 用紙サイズによりコピー/プリントのカウントアップは、乙が別途定める条件に従い、複数になる場合があります。

7. 両面コピー/プリントをした場合、表面コピー/プリント、裏面コピー/プリントそれぞれを1コピー/プリントとしてカウントします。

8. 注文書記載の「請求サイクル」期間中のトータルサービス料金が最低コピー/プリント料金に満たない場合、甲は最低コピー/プリント料金を乙に支払います。

9. 契約開始または終了時において、商品の使用期間が注文書記載の「請求サイクル」に満たない場合は、次のとおりとします。

- (1) 「請求サイクル」が1ヵ月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず使用コピー/プリント数に相当する額とします。
- (2) 「請求サイクル」が複数月の場合、最低コピー/プリント料金を適用せず、使用コピー/プリント数をもとに経過月数(端数切上げ)に応じて計算します。
- (3) 注文書にトータルサービス料金加算額がある場合、当該加算額は商品の使用日数に応じて日割計算した額とします。

10. 料金の計算にあたり、円未満の端数は切捨てます。

第6条 乙はトータルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に消費税等相当額を加算して甲に請求し、甲は注文書記載の支払日までに当該請求金額を乙に現金(銀行振込を含む)で支払います。

2. 甲が前項の支払を遅延した場合、甲は年利12%の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第7条 乙は商品が故障した場合、甲からの要請にもとづき技術者を派遣または乙が相当と認める方法により修理および部品交換等の保守サービスを実施し、商品の部品を交換した場合、取り外した部品の所有権は乙に帰属します。

第8条 乙がトータルサービスを甲に提供する時間帯は、乙の営業日における乙所定の営業時間内とします。

2. 乙が技術者を派遣して乙のサービス拠点から100km以上離れている場所において保守を提供する場合、甲は乙の請求にもとづき乙所定の遠距離保守サービス料金等を乙に支払います。

3. 乙の技術者が障害原因を調査した結果、本契約対象以外の機械装置等に原因があることが判明した場合、甲は乙所定の基準により計算される原因調査料金を乙に支払います。

4. 乙が要請した場合、甲は甲の費用と責任において、商品に接続する本契約対象以外の機械装置または当該機械装置で搭載使用するコンピューター・プログラム、データの障害等を調査します。

5. 次のいずれかの事由に該当する場合、乙は前条に定める保守サービスの提供義務を免れます。

(1) 商品所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用または商品所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障の修理・調整

(2) 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障の修理・調整

(3) 商品以外の機械装置またはコンピューター・プログラム(コンピューター・ウイルス等の有害プログラムを含む)に起因する故障の修理・調整

(4) 乙が指定する者以外の者による修理もしくは改造または乙が指定する方法以外の方法による移動に起因する故障の修理・調

整

- (5) 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障の修理・調整
- (6) 乙の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障の修理・調整
- (7) 甲が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
- (8) 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業

6. 前項のいずれかに該当しそれが原因で故障した商品の保守を甲が乙に要請する場合、乙は、甲乙協議の上決定する対応処置を乙所定のスポット保守料金でおこないます。ただし、乙が対応不能と判断する場合において、乙は何らの提供義務も負うものではありません。

第9条 乙は本契約成立と同時に商品毎に感光体1本および適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。ただし、感光体およびデベロッパについては、画質維持のため乙が必要と認めた場合に乙が交換します。

2. 乙は、第7条の保守サービスの提供および前項の感光体および消耗品等の供給を乙の指定する者に委託できます。

第10条 感光体および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はこれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。

2. 甲は乙が供給する感光体および消耗品等を商品以外の機械装置等に流用できません。

第11条 商品の使用にあたり、甲は商品の取扱説明書等に記載する仕様に適合した用紙を使用します。

第12条 甲が乙の事前の書面による承諾を得ずに本契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡または賃貸した場合、本契約は終了します。

第13条 乙は1ヵ月前までの(ただし、甲が不利とならない場合は事前の)書面による通知によってトータルサービス料金を改定できます。

第14条 甲または乙が本契約の解約を希望する場合、解約希望日の1ヵ月前までに書面による通知によって相手方に予告します。ただし、甲が前条の料金改定によって解約する場合、料金改定の通知後10日以内に書面によって乙に通知することにより料金改定の前日をもって解約できます。

第15条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当した場合、債務の期限の利益を自動的に失い、相手方にその時現在負担する債務を即時履行します。

- (1) 本契約条項の1つにでも違反する事由が生じたとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、破産、民事再生、特別清算、会社更生、特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納

- (3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき

2. 甲または乙が前項各号のいずれかに該当した場合、相手方は何ら催告を要せず、直ちに本契約を解除できます。

第16条 乙が前条第2項にもとづき本契約を解除する場合、乙および乙の関連会社は本契約以外の甲との取引においても、甲との間に発生する債権債務を甲の承諾なく相殺することができます。

第17条 乙は、火災、水害、地震、ストライキその他不可抗力が原因でトータルサービスを実施できない場合、その責任を負いません。

第18条 本契約が終了した場合、甲は乙に感光体および残存消耗品等を直ちに返還し、かつ残債務の全額を即時支払います。

第19条 甲と乙は、注文書記載の設置調整完了日に商品および商品に装着している器具類の設置調整が完了したことを確認します。

第20条 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。

2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。

3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えるとは判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。

4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。

5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第21条 本契約に関する訴訟は、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

第22条 本契約に定めのない事項または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合、信義にもとづき誠実にその都度甲乙協議の上決定します。

以上